
所長・宮川 それでは、今日のスタッフ・セミナーでは、もう1つ報告をいただきま
す。岡山大学附設法律事務所の開所シンボ
リックに参加され、報告もされてきました
鶴鳴先生からの報告です。国立大学の附設
法律事務所ということですので、北海道大
学の田村先生のお話をも関連することが出
てくるのではないかと考えております。そ
れでは鶴鳴先生、よろしくお願いいたしま
す。

鶴鳴 ご紹介いただきました鶴鳴です。
当日の資料を回覧させていただきますので
ご参照ください。資料は2つあります。1
つは、その日のシンポジウムのプログラム、
もう1つは私のレジュメです。
岡山大学は、当初は、岡山のある弁護士
さんの事務所をそのまま大学内にもつてき
たという形で学内法律事務所を設置した
のですが、その弁護士さんが撤退されると
ことになったようです。それで、その後をど
うしようかという議論があつて、岡山パブ
リック法律事務所という、地方では珍しい
都市型公設事務所の支所を大学内につくろ
うという事になったようです。支所長にな
った岡山大学法科大学院で専任教員をつと
められている榎本先生—46期の先生です
けれども—この方が支所長という形で入
ることになりました。そこで、先日開所式と
記念シンポジウムが行われたわけです。
開所式は、極めて盛大でした。100人ぐ
らいの出席者がおり、国会議員も3、4人
出席していました。急に来られなくなっ
たらしいのですが、江田五月議員も出席予定
だったということです。

式が終わると、弁護士会関係者は結構帰つ
てしまましたが、それでもシンポジウム
にも50名ぐらいの出席者がありました。
このシンポジウムを通じて岡山大学のク
リニックのこと 자체が詳しくわかったわけ
では、実は必ずしもありませんが、このシ
ンポジウムは、資料に「クリニック法律事
務所サミット」とありますように、法科大
学院附設の法律事務所を持っていところ
をなるべく幅広く集めて議論しようとい
うことが目的だったようあります。その
意味で大変興味深いものでした。

具体的には、資料にもありますとおり、
九州大学、岡山大学、熊本大学、渋谷パブ
リック—これは國學院大學の中にある、
國學院大學、東海大学、獨協大学、明治學
院大学のクリニックを扱っている法律事務
所です—、それから筑波アカデミア—これ
は筑波大学と連携している法律事務所で
す。そして、私早稲田大学、法政大学、大
宮法科大学院というところがパネリストと
して参加しました。このように、法律事務
所をもっている様々な大学の教員—基本的
に弁護士教員でしたが、法政の佐藤先生は
研究者です—が集まって、討論がなされま
した。

シンポジウムは第1部、第2部に分かれ
ておりまして、シンポジウムというよりは、
むしろあらかじめ準備された論点に沿つた
ミニ報告が続くという形で進行がなされま
した。

第1部は、法科大学院教育におけるクリ
ニック法律事務所設置の意義とその役割と
いうテーマでした。大学に法律事務所をつ
くることの意義や問題点を幅広く検討しよ
うということがテーマでした。

第2部のテーマは、各種専門クリニック
と法科大学院教育ということでした。この
テーマは、岡山大学に、医療・福祉特化型
クリニックを設置したいという問題意識を
背景に設定されたように思いました。後で
ご説明しますけれども、岡山大学法科大学
院では、医療・福祉特化型クリニックであ
るいはもう少し幅広く社会保障クリニック
と呼ばうかともおっしゃっていましたけれ
ども、そういう専門クリニックをやりた
いという意向があるようでした。そのこ
とのいわば決意表明と、それから、そういう
う専門型クリニックというのが、岡山のよ
うな地方都市で果たして成功するだらうか
という問題意識が中核にあって、その観点
からいろいろな専門型クリニックの人たち
を呼んで議論しようということが第2部の
テーマ設定の背景にはあったようでした。
そう考えると、なぜ一般民事クリニックの
私がこの第2部のパネリストだったのかと
いう感じもしないではありませんが、と
もかく第2部の問題意識は一応そういうも
のだと感じました。

シンポジウムは、結論としては、非常に
おもしろかったです、どういうところがた
めになったかということをレジュメに幾
つか書いております。時間の関係もありま
すので、ポイントのみ説明しようと思いま
す。レジュメの「2」、これは第1部です
が、その①から⑨、これは全体の進行設
計図を描いた榎本先生が、こういう論点に
関して議論するから発言を考えておいてく
れと言われた論点をそのまま提示してあり
ます。少しランダムになりますけれどもご
報告します。

2の②のところ、法科大学院におけるク
リニックの実施に際して、なぜ法律事務所
をつくる必要があるのかということに関
して、岡大の榎本先生が報告されました。
そこではもちろん、相談案件を確保しやす
くするためとか、事件受任型クリニックを
ご説明しますけれども、岡山大学法科大学
院では、医療・福祉特化型クリニックであ
るいは、印象的だったのが、1つは教材
の提供とか研究対象の提供のための拠点と
いう意味です。すなわち、実務が働く場と
いうのが学内にあることによって、そこで
扱った事案から教材を作成するということ
がスムーズにできるし、研究者もその実
際の事案というものをもとにして研究を
行っていくことが容易になる。そういう場
として学内法律事務所の意義があるという
問題提起をされました。

それからもう1つ、大学なので研究者の
協力を得ることができる。すなわち、各々
の研究者が専門分野の知見と連携して質の
高いリーガルサービスが提供できるとい
うところも、学内法律事務所の意義ではない
かという報告、これも印象的でした。
それからレジュメ④のところに、「法律
事務所経営の觀点から見た云々」というの
がありますが、このところで熊本大学の田
中弁護士からの学内法律事務所の説明があ
りました。熊本大学の学内法律事務所は早
稲田からどなたか開所式に参加されました
ね。

熊本大学の弁護士法へというのは、その
名称が少し理解にくくてどういう位置付
けの事務所なのか、これまで私はよくわ
かっていないのですが、ここは、私の
法律事務所の支所、つまり従たる事務所
な法律事務所の支所、つまり従たる事務所
なんですね。

ね。その私的な法律事務所が、弁護士法人になっていて、その支所を学内法律事務所として開設したということです。開設場所については大学のキャンパス内につくるといふ議論もあったのですけれども、それはやはり依頼者からみると敷居が高いのでないかということで、町のど真ん中の市役所の向かいにつくったということでした。これも1つの考え方なのかな?と思つた。それから、いざとも同じ悩みだなと思つたのは、事件をどう確保するかが重要なテーマであるということです。田中先生は、理論的な問題を含んだ事件というものが教育には適しているというお考えでした。この点は議論があり得るところだと思いますが、そういう観点で顧問先の相談を受けたり、あるいは法テラスや市役所などとの提携などを一必ずしも十分にはできないけれども、考へているという発言があり、このあたりも参考になるのかな?と思いまし

た。

それから次は、クリニック法律事務所に対する大学の関与のあり方というテーマで、九州大学の上田國廣先生に、九大の事業規定のことをお聞きいただきました。これも大変興味がありまして、一度九大も早稲田のスタッフセミナーにおいていただけれど、上田先生にお願いしておきました。

九州大学の場合には、事務所は大学が負担をしているところを転貸しているということです。2004年9月に開設しました。創設経費は先ほどの北海道大学のご報告でもできました学長裁量経費—国立大学にはこういうのがあるな?と思つたんですけれど、九大は総長裁量経費と呼ぶらしいの

すけれども、これを用いて創設経費だけは賄ってくれたということですが、あとは法科大学院のほうで何とかしろという形になつてゐるようです。

したがつて事務所は基本的に独立採算であるということでした。大学から場所は借りているけれども、賃料を払つていて、相場より若干安いけれどあまり安くないという話でした。ですから、専任教員をやりながら独立採算で事務所運営を行うというのは、非常にきついという話をしておられました。

所属弁護士は弁護士実務家教員である上田先生のほかに3名の研究者。行政法の木佐先生なども登録されているということです。ただ、教員は兼業制限の規定で月に45時間しか弁護士業務ができないといふことになつています。上田先生に関しては、そもそも実務をやるということ自体が研究、あるいは教育のための準備であるといふ位置付けで、若干は憂慮されているけれども、それにしても無制限ではないといふうことでした。こういう学内の法律事務所をきちんと運営していくためには、兼業規定の見直しというのがぜひ必要であるということでした。このあたりは、早稲田ではあまり感じない、国立大学法人ゆえの大変さがあるのかな?という感じがしました。

そういう制約のなかで、実際には、いろいろ柔軟な工夫がなされているようです。たとえば、法律事務所のすぐ上のフロアに大学の教育センターというのがあって、そこで学生を集めて何か教育活動をやつたりするらしいんですね。そのセンターの非常勤の職員、つまり大学の職員ですが、その

方が実際に法律事務所の仕事を手伝つたりして、その人件費分を、事業上ただで手伝つてもらうみたいなところで、少し大手筋めに運営みたいなものがあるということです。

ともかく、国立大学法人であるためもあるでしょうが、法律事務所の運営のために大学の財政協力に頼ることが不可欠の前提であるということを強く熱く語つておられました。

それから、あと印象的だった点ですが、上田先生によると、九大の場合には研究者教員が弁護士登録をする場合には、必ずクリニック事務所で登録をするという申し合わせがあるということでした。

それから、研究者が実際の実務をやると、いうことでした。早稲田もそういう方式ですが、山口先生は、大学の教員ではなくて、契約先である弁護士法人の代表者という立場だということです。事務所は大学からの賃借ですが、九州大学とは違つて、学内の学生食堂の賃料が安いのと同じ理屈で、だいぶ安くしてもらつていて、その実務体験に基づいた授業ができる。そうすると、学生が目を輝かして授業を聞いてくれる。これがとても新鮮であるという感想が大きくて弁護士登録された研究者教員の方にはあるということでした。そういう意味でも研究者の弁護士登録を奨励をしていました。

それから、岡山大学ですが、支所長になっている瀧本康浩弁護士によると、専任教員でありながら、そこで事務所を維持するといふことは、授業負担も重くてきついということでした。したがつて、本来であれば支所の運営に専念できる弁護士が必要ではないかというお話でした。同じ国立でもいろんな形態があるんだな?ということを感じました。

法律事務所に登録を考へている研究者がいるという話が上田先生の方からありました。

次に、第2部の専門クリニックの点についてご報告します。なお、早稲田についても省略させていただきます。

まず、法政大学の佐藤彰一からの報告がありました。法政ではリーソンという法律事務所以外に大学附属調停センターというのをつくつて、ADRをやっているらしいですね。年に1件か2件しかまだ件数はないらしいですが。センターといつても特別の場所があるわけではなく、実際は教室でやるんだけども、そこでADRのクリニックをやつているということでした。ある事務所をつくると相談者が来ないんじゃないですか」という議論もあつたけれども、優れた弁護士がいればちゃんと相談者は来るという考え方で学内につくつたということでした。

三澤先生は、それで事務所はちゃんと運営されていますが、他方で、学内事務所なので公認事務所なのにそれは相談者が来てないんじゃないか?という評価も外部にはあるようです。

それから、あと印象的だった点ですが、上田先生によると、九大の場合には研究者教員が弁護士登録をする場合には、必ずクリニック事務所で登録をするという申し合

と言ったのが治らなかつたみたいな案件についてADRをやつたといった報告をされました。

それから、法政では知的・精神的な障害がある人を対象にした事件にわりと特化していることです。これは、もちろん公益という観点もあるけれども、それだけでなく、あるという話をおっしゃっていて、これは大変印象的でした。

レジュメの③のところの岡山大学からの報告が、いわばこの第2部のメインでした。西田和弘先生という社会保障法を専門としておられる先生が報告されたのですが、この先生が中心になって、医療・福祉特化型クリニックの実施構想を発表されました。

岡山では、そういう社会的ニーズが非常に多いということでした。また、岡山といふのは、もともと弁護士にもこういう分野に興味がある人が一定数いるという素地があるようです。さらに、西田先生御自身が、実際上いろんな社会保障に関する相談を受けておられたという素地もあるようです。それで、そういうニーズに応えたいということでこの構想が立てられたようです。例えば生活保護—これは早稲田でも今考えているところですけれども、生活保護の申請をしたりとか、行政に対する不服申立のやり方がわからないとか、あるいは保育園の入園拒否されたとか、それから医療

事故に対して病院の対応に誠実さがないとか、そういうことが相談として考えられました。

研究員 これはスタートしているのです

や福祉機関側からの相談も受けていることなく中立的にやりたいということで、医療機関

いうことで、例えは患者の個人情報をどう取り扱えばいいかとか、入院患者とか、福祉施設の入所者に対する費用が回収できなかつた場合に金銭管理はどうするかとか、あるいは、いわゆる「問題患者」にどう対応したらいいかとか、そういう相談も考えられるだろうということでした。

そういう医療・福祉・社会保障の分野では非常にいろんなニーズがあるが、法律家は必ずしも対応していない、また、その性質上、法律家だけの対応で事足りる場面というのは少ないと語られました。

岡山大学では平成17年の11月に「専

門家ネットワーク」というものをつくって、

医療・福祉関係の専門職をそのネットワー

ーに登録をすることをすでにやって

いたようです。それから、去年の10月には医療・福祉リガル予防研修センターと

いう組織が設立されたということです。ま

だ本格的な活動はしていないらしいですが

一。こういうネットワークやセンターと学

して、そういう分野の相談に、法律的な觀

点だけではなくて、もっと幅広い觀点から

対応するというようなクリニックをやりた

いといふご報告でした。幸い岡山は医学部もあるし、総合大学ですので、そういう総

合大学の知というものをこの分野の解決に

の連携も図っていきたいというお話をされ

ておられました。

研究員 これはスタートしているのです

や福祉機関側からの相談も受けていることなく中立的にやりたいということで、医療機関

いう発言をしておられたのですけれども、これは議論のあるところだろうと思いました。

椎嶋いや、まだスタートしていないで

予算の問題とか、それから医療・福祉に基づいて報告されているようでした。

研究員 分学内的な設計図をつくっていて、それに

予算の問題とか、それから医療・福祉に

かかる場合は金銭管理をどうするかとか、福

祉施設の入所者に対する費用が回収できなかつた場合に金銭管理をどうするかとか、

あるいは、いわゆる「問題患者」にどう対

応したらいいかとか、そういう相談も考えられるだろうということでした。

そういう医療・福祉・社会保障の分野では非常にいろんなニーズがあるが、法律家

は必ずしも対応していない、また、その性質上、法律家だけの対応で事足りる場面

というのは少ないと語られました。

岡山大学では平成17年の11月に「専

門家ネットワーク」というものをつくって、

医療・福祉関係の専門職をそのネットワー

ーに登録をすることをすでにやって

いたようです。それから、去年の10月には医療・福祉リガル予防研修センターと

いう組織が設立されたということです。ま

だ本格的な活動はしていないらしいですが

一。こういうネットワークやセンターと学

して、そういう分野の相談に、法律的な觀

点だけではなくて、もっと幅広い觀点から

対応するというようなクリニックをやりた

いといふご報告でした。幸い岡山は医学部

もあるし、総合大学ですので、そういう総

合大学の知というものをこの分野の解決に

むしろ新司法試験との関係を意識して、新司法試験に役立つんだというところで理論教育との連携を深めていったほうがいいと

いう発言をしておられたのですけれども、

これは議論のあるところだろうと思いました。

椎嶋いや、まだスタートしていないで

予算の問題とか、それから医療・福祉に

かかる場合は金銭管理をどうするかとか、福

祉施設の入所者に対する費用が回収できなかつた場合に金銭管理をどうするかとか、

あるいは、いわゆる「問題患者」にどう対

応したらいいかとか、そういう相談も考え

られるだろうということでした。

研究員 法政大学の障害者を対象とする

クリニックのというのは、何かそれを専門

としてやっておられるのでしょうか。

椎嶋これは実施済みです。ただ、別に

いいのかとか、いろいろな課題はあるとい

うことでした。また、最大の課題として、こ

か、そういう問題もあるということでした。

ただ、西田先生によると、医療や福祉や障

害者、高齢者というのは、これまで「金に

ならない」と敬遠されてきた面があるけれ

ども、これからはまさに「金のなる木」が

そこにあるというふうにも考え方されるとい

うことでした。そういう意味では先進的な

試みとしてだけでなく、業務基盤の確立に

も役立つということで学生を集められない、

かと話しておられました。

それから、大宮の刑事クリニックですが、

これに関していろいろな文献や報告がある

ので、ここは省略をさせていただきます。

最後に1点だけ。先ほど田村先生も、クリ

ニック実施に際してあまり新司法試験のこ

とは意識していないという話をされてい

たのですけれども、法政の佐藤先生も、新

司法試験との関係を意識するよりは、やり

たいことをやつたほうが学生の意識も高く

いいんじゃないかという話を言っておられました。他方、筑波の山口先生などは、私が岡山のシンポに行って一番印象的

だったのは、この社会保障クリニックの話で、とてもおもしろい構想だと思いました。だけど、やっぱり学生が本当にそこのはずらしさをわかってはまってくれるのかなどいうのは、やっぱりかなり心配だと思いました。

研究員 やってみないとわからないと思うんですけど、研究者教員の先生自身が自分で授業やっているわけですからね。そんなに悲観することもないんじゃないかなと。梶嶋なるほど。その授業を取った人がクリニックも授業登録すると見込めるわけですね。

研究員 それに他に他にあれば。例えば、先日報告したアメリカのデューク大学についても、デューカーあるのはニーズの関係で、シティ・プランニング関係のクリニックと、子ども関係のクリニック、そしてタックス関係のクリニックなどがあります。決してそんなにあまりジエネラルなクリニックやないですか。

研究員 基本的にはあまりやっていないんですね。何とか、かつたつに、早稲田はたくさんクリニックがあるので、刑事は当番弁護士と連携するので。そこはそんなに克じやないですよね。だけど、だから学生が来ないかというと、そんなこともないのでも、それしかなければ実際の事件に触れたい人は来るんじゃないかなと思いますけどね。

梶嶋 ただ、ローヤリングクリニックといふ、いわば一般民事クリニックを行う科目はあるわけですね。さつきご報告いただいた北大と同じです。それを権本先生が岡山大学のこの事務所を使ってやるわけですが。そうすると、実際の事件に触れたい学生は、もちろんそちらに流れてしまわないでしようか。

ちなみに、学内の法律事務所というのは、法科大学院棟の1階にあって、小さな受付と小さな弁護士用の机と、椅子形の椅子と、学生と相談者が一緒に座れるぐらいの椅子が6つぐらいあって、こういうテーブルが1個あって。あまり法律事務所という感じでもありませんでしたか、小さいけれども応最低限のものはあるという場所でした。

宮川 早稲田のクリニック事務所について、田村先生のほうから何かご質問とかありますか。

田村 やっぱりさっきも話の中にも触れたのですが、皆さん、どこもそうだと思うんですけど、相談の収集が一番大変だというところがあるんだと思うのですが、いろいろ苦労されて集められていると思うのですけれど、どういう形でやっておられますか。

研究員 あとは、本当にいろいろ新聞の折り込みチラシなどをこの地域に入れてみたりとか、あつたんですが、最初はすごくたくさん来たんですけれども、柳の下のドジョウと思つて2回目やつたら全然来なかつたですね。ということで、実は四苦八苦をしていました。

自治体に関しては、幾つかの区役所にチラシを置いてもらつたりをしたことがあるんですけど、結構いいやな顔というか、相談件数には困らないのですけれども、民衆の場合は、今メインになっているのは、大学の法科大学院のホームページと学内の各学部とが掲示させてもらつているとか、そういうあたりが事実上メインになつているんですね。最初の頃は、例えば新聞記者に頼んでちょっと載せてもらつたら、

それで結構いいやな顔というか、相談を集めるかというところについて

は、われわれの一層の課題ですね。

研究員 地方国立はまだ壇壝独占のこと

があるが、法律だというのが強みで、市

とか協力してもらいややすい。私学だと何か

特定のところに行政が協力するのがどうか

という議論が常に出てるから。

研究員 だから弁護士会との連携になつたら、早稲田だけ弁護士会から法律相談や

事件を任せとかということでは、そもそも

早稲田大学自体があまりそういうことを望

いなどいうことで、しばらくボートとあぐらかいていたら、来なくなっちゃつたということで、今非常に困っています。

研究員 早稲田でリーガルクリニックという教育を立ち上げるについて、例えばアメリカの担当者が、大体共通して言われることがありますか。

たとえば、カナダとか、いろんな施設の視察

に行ってなんですか。

たとえば、まだ別の視点から考える材料になるかも知れませんが、いかがでしょうか。

田村 やっぱりさっきも話の中にも触れました。そういうのには前から載せが来るんです。そういうのには前から載せ

て、それはコンスタンツに来ていました

んですけど、OB誌の編集方針が変わつて、載せるなら金をくれという形になつたので、あまり載せられなくなつたと。

たとえば、先ほど言いましたように、一

歩けれど、あるときからOB誌の編集方針が変わつて、載せるなら金をくれという形になつたので、あまり載せられなくなつたと。

たとえば、先ほど言いましたように、一

歩けれど、あるとき

いものですから、それでローヤリングの中に入れてやっています。

研究員 結構模擬調停だとか、証人尋問だとか、ローヤリングの中でかなりいろいろシミュレーション型のものをやっておられて、結構授業の内容が盛りだくさんですね。

田村 そうですね。
研究員 かなり負担ですね。

田村 負担は負担なんですが、私は必ず全員のレポートを添削するんですね。そうすると、大体誰にあてて発言させようか、授業の後半の双方向の授業なんかでも、だれに当たらしいのかだと、流れがどうなりそうかとか読めるものですから、そこで何とか踏み止まっているという感じですね。証人尋問は学生から拍手が起きたらいい、学生も楽しみにして毎回準備をしてきましたし、またうまく聞けなかつたと、がつかりする学生も多かつたりして悲喜交々で楽しいですね。

研究員 北大の場合、実務家教員の任期は6年任期ですか。

田村 5年ですね。最初3年で任期2年更新したものですから、来年いっぽいで一旦終了というところです。

研究員 任期を切ったほうがいいのか、それとも継続的な形態のほうがいいのか。あるいは大学では任期が切られているけれども、次の大学に行こうとか思われるとかありますでしょうか。早稲田大学の法科大学院を立ち上げるときの議論では、研究者が議論の中心だったので、実務家教員に教えていただけの生の経験というの、いつも生の事件にタッチしてもらっているからであって、イキのいい事件にイキのい

い先生がタッチされていてこそ価値がある

とその価値が減少してしまう。それが何年もずっと続いてしまえば実務家教員という定義には合わなくなってしまう。だから実務家教員というのは任期を切ったほうが多いというような意見もあったんですね。そういうようなことについて、どのように思われますか。

田村 私個人の意見としては任期を切つてやるべきだと思います。それは東京と札幌の違いもあるとは思うのですが、札幌の場合にやっぱりこういう形で学生の教育に携われる機会を得られる弁護士って少ないんですね。そういうことを望む弁護士もそれほど多くないです、きっと好きこのんでやれる人も少ないんだろうなというふうに思っています。そうすると、やる1人の教員にかなり加重な負担がかかってきます。僕の隣の部屋の実務家教員も同じなんですね。もう80枚のレポートを毎週添削しているという、そういう教員もいますので、そうするとやっぱり自分のモチベーションを一気に保たせた中で継続できる期間というのは、3年とか5年とか6年とか、やっぱりそういう期間だと思っていますし、そのかわり任期を切った以上は、特に後半の任期では学校にも言いたいことも言わせてもらうみたいな、そういう気分になれますし、やっぱり任期を切つてやるほうが、札幌の自分にとってはいいんだろうなというふうに思つてやっています。

研究員 多分それは、東京以外の場合、実務家教員の仕事というのは負担で、負担はみんなで負担しようということですね。

宮川 そろそろ予定しておりました時間が参りましたので、このあたりで、セミナーを開じたいと思います。田村先生、梶鳩先生どうもありがとうございました。

臨床法学セミナー 第2号（臨床法研資料集）

1. 「北海道大学における臨床法学教育」

2. 「大学附設法律事務所の課題

—岡山大学クリニック開設シンポジウムの報告—」

2008年2月10日 発行

〒169-8050 新宿区西早稲田1-6-1

早稲田大学臨床法学教育研究所
<Rinshoiken-jim@iist.waseda.jp>